



社会福祉法人

高野町社会福祉協議会

〒648 - 0211

和歌山県伊都郡高野町高野山 26-8

社協だより(回覧版) 2月号



f <https://www.facebook.com/koya.syakyo>

TEL56 - 2941 ・ FAX56 - 5273

http://koyasyakyo.ec-net.jp/

## 2月の配食弁当

- ・富貴筒香地区 2月2日・16日・23日(毎週火曜日)
- ・高野山内地区 2月3日・17日・24日(毎週水曜日)
- ・高野山外地区 2月4日・18日・25日(毎週木曜日)

対象65歳以上の(高齢者世帯・独居世帯)、障がい者の方が  
利用対象になります。

※お弁当は配られたその日の内にお召し上がりください。

### 配食サービスのボランティア 募集中!!

## 2月は

「相続登記はお済ですか？」月間です!

2月1日~2月29日相続登記無料相談開催中!

【場所】 和歌山県各司法書士事務所

和歌山県司法書士会館(要予約)

【時間】 毎日 午前10時~午後4時

(土・日・祝を除く)

お気軽にご相談下さい!

【お問い合わせ】

・和歌山県司法書士会

・TEL 073-422-0568

## ボランティア活動保険のご紹介

＜日本国内でのボランティア活動のケガや賠償責任を補償!!＞

### 【保険金を使用する主な例】

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- 活動に向う途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- 活動中食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

### 【保険料】

(1名・年間)	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	300円	450円
※天災タイプ	430円	650円

※天災タイプ(基本タイプ+地震・噴火・津波)

### 【補償期間】

平成28年4月1日午前0時から平成29年3月31日午後12時までの1年間、中途加入の場合は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から平成29年3月31日午後12時までとなります。

ボランティア活動保険のお申込み、詳しい内容のお問い合わせは、高野町社会福祉協議会までお気軽にお電話下さい。

## ふれあいサロンなでしこの活動紹介!!

「サロン」ってどんなところ?~サロンの特徴~  
各地で、さまざまなカタチの「サロン活動」が展開されています。サロンの特徴を一言で表すと、「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」です。

サロンにはこんな効果が!~サロンの効果~

仲間づくり、閉じこもり防止、生きがい・社会参加  
多世代交流の拠点、地域の福祉力向上等さまざまな効果  
があります。

毎月 第2金曜日 活動中!



ふれあい  
いきいきサロン

参加者、ボランティア募集しています♪

誰でも気軽に参加出来ますので興味のある方は一度高野町社会福祉協議会までご連絡ください!



# 脳トレ～円パズル～vol. 1

円の中に、ある法則にしたがって、文字や数字が並んでいます。その法則を見つけ出し、「？」に入る数字や文字を当ててください。

①

②

③

④

(解) ①18②4③22④7

今月は円パズル!

## 急募ホームヘルパー!!パート募集

- 職種 ホームヘルパー
- 勤務地 高野町内
- 時給 1200円～1500円程度



(業務内容により異なります。)

- 勤務時間 8:30～17:15 土日・祝のみ  
(勤務時間応相談)

- 応募資格 介護職員初任者研修(ヘルパー2級以上)

普通自動車運転免許

未経験者歓迎!! 仕事内容等のご質問あれば

お気軽にお電話下さい!



応募についての詳細は下記にお問い合わせ下さい。  
高野町社会福祉協議会 (0736) 56-2941

## 車いす用駐車区画の利用証制度～適正利用にご協力を!～

障がいのある方などのための駐車区画を適正にご利用いただくため、県が発行する制度が、平成28年1月から始まりました。

対象となる駐車場は、公共施設など不特定多数の方が利用する施設の駐車場のうち、制度の対象として県に登録された障害者等用駐車区画(登録障害者等用駐車区画)です。

登録障害者等用駐車区画として標示されている場所に駐車する場合は、和歌山県が発行する「障害者等用駐車区画利用証」又は公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」を掲示するようお願いいたします。

### 登録障害者等用駐車区画とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど、不特定多数の方が利用する駐車場のうち、県に届出があり、カラーコーンや看板などで「登録障害者等用駐車区画」として標示されている駐車区画です。(県内の対象施設は県のホームページでご覧いただけます。)

なお、「登録障害者等用駐車区画」として登録される区画には、白色の車いすマーク(国際シンボルマーク)などが塗装された幅広の「車いす使用者用駐車区画」と、「ゆずりあい駐車区画」(施設出入口近くの通常幅)があります。



### 利用証とは

登録障害者等用駐車区画に駐車する際に必要な利用証で県が発行します。

ただし、既に公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」をお持ちの場合は、利用証として代用できます。

(本県で交付した利用証は、他府県における同様の制度の駐車区画でもご利用いただけます。)



### 申請先

県庁障害福祉課、各復興局健康福祉部  
(郵送での申請、代理人による申請も可能です。詳細は県のホームページでご確認ください。)

### <お問い合わせ先>

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課 〒640-8585(県庁専用) 和歌山市小松原通1-1  
電話 073-441-2532 FAX 073-432-5567 E-mail e0404001@pref.wakayama.lg.jp  
県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/riyosho>

制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

～神谷・西郷・作水を通して通勤している皆さんへ～

民家が道路に面しているので大変危険です。車通勤の方は民家の側を通行する場合は速度を落として下さい。ご協力宜しくお願いします。

